⭑⭑⭑　ダイヤモンド・マスターストーン（カラー）認定制度　⭑⭑⭑

＊　ダイヤモンド・グレードの平準化をはかるため、一般社団法人宝石鑑別団体協議会(以後 **AGL** と呼称する)と一般社団法人日本ジュエリー協会（以後 **JJA** と呼称する）は、7 年の歳月をかけて平成 6 年 10 月に日本におけるダイヤモンドのカラー・グレードの基準石となる『ダイヤモンド・マスターストーン原器』（以後**原器**と呼称する）を設置した。

＊　AGL は、原器を基に厳正に選択した「JJA／AGL 認定マスター・ストーン・セット」を保有することを会員に義務付けた。約 2 年の猶予期間の後、平成 8 年 9 月 1 日に「ダイヤモンド・マスターストーン（カラー）認定制度」が開始された。
同日、原器の公平かつ円滑な運用・管理を目的とする「ダイヤモンド・マスターストーン（カラー）原器運用管理委員会」（以後**原器運用管理委員会**と呼称する）が、発足した。

＊　原器運用管理委員会は、AGL・JJA からの同数の委員（各 6 名以内）と、AGL・JJA 双方の推薦による第三者の有識者である委員長の合計 13 名以内で構成する「**独立した組織**」である。
AGL 会員間でカラー・グレードに大幅な差異がみられた時、裁定依頼により原器運用管理委員会が裁定を行い、結果に応じて改善勧告や認定の取り消し等の厳格な処置を行う。

＊　「JJA／AGL 認定マスター・ストーン・セット」にはセット毎に番号が付与され、ダイヤモンドのガードル部に認定番号とカラーが刻印される。AGL 会員が退会もしくは除名となり会員資格を失うと同時に、認定番号は取り消され無効となる。
毎年保有社による自主点検が行われ、セットの管理状況が報告書として原器運用管理委員会に提出される。また、3 年に一度は同委員会の「チェック部会」による点検を受け認定の更新が行われる。

＊　AGL は「JJA／AGL 認定マスター・ストーン・セット」の所有を会員資格として義務付けている為、原器運用管理委員会において認定番号が取り消された場合、AGL の会員資格も同時に失う。また、AGL を退会或いは除名処分となった場合、認定番号の使用は停止される。

****

平成 29 年度更新済み認定番号一覧

（JJA／AGL 認定マスター・ストーン・セット）

012	013	024	025	026	027	028	029	043	046	055	056	057
067	068	070	071	073	075	076	201	202	203	204	205	206
207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219
220	221	223	224	501	503							

2017 年 4 月 3 日現在